香港への農林水産物・食品の輸出に関するカントリーレポート（鶏肉）

2024年11月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 香港の市場動向 ・・・・・・・・・・・・2

① 近年の鶏肉の輸入動向 ・・・・・・・・ 2
② 香港における鶏肉の価格 ・・・・・・・・ 5

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）・・・・・・・・・・・・6

① 品目の定義 ・・・・・・・・・6
② 輸入規制 ・・・・・・・・・6
③ 食品関連の規制 ・・・・・・・・9
④ 輸入手続き ・・・・・・・・18
⑤ 輸入関税等 ・・・・・・・・21
⑥ その他 ・・・・・・・・21

3. 現地事業者の評価、要望等 ・・・・・・・・・・・・22

① 現地事業者等の声 ・・・・・・・・22
② 鶏肉関係のイベント等 ・・・・・・・・24

1． 香港の市場動向

① 近年の鶏肉の輸入動向

- 鶏肉の輸入額は中国・ブラジルが大半を占めている状況で、日本産の割合は１％。
- 牛肉や豚肉と比較して、他国との価格差（輸入額/輸入量）が少なく高価格での販売が出来ていない傾向であったが、近年は価格差が広がりつつある。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算(億円)	数量	金額	数量	金額
中国	123,858	2,435,811	124,763	2,403,164	132,168	2,759,748	129,747	2,833,608	132,313	2,764,819	508.5	1.98%	-2.43%	55.44%	60.73%
ブラジル	194,131	2,370,392	155,207	1,899,796	99,149	1,292,276	48,957	818,436	45,336	723,633	133.1	-7.40%	-11.58%	19.00%	15.90%
米国	253,261	2,605,698	75,149	760,109	15,913	212,513	15,623	220,448	35,335	421,203	77.5	126.18%	91.07%	14.81%	9.25%
タイ	6,716	234,781	10,808	395,609	10,244	351,277	10,114	388,379	8,416	326,970	60.1	-16.80%	-15.81%	3.53%	7.18%
日本	**4,602**	**78,897**	**5,750**	**108,843**	**3,293**	**88,313**	**1,785**	**57,122**	**1,893**	**61,293**	**11.3**	**6.05%**	**7.30%**	**0.79%**	**1.35%**
アルゼンチン	5,232	40,417	1,193	9,245	509	5,530	134	2,458	3,719	33,173	6.1	2672.87%	1249.59%	1.56%	0.73%
ポーランド	14,697	184,746	12,217	169,685	2,981	40,672	1,844	40,271	1,376	30,233	5.6	-25.36%	-24.93%	0.58%	0.66%
ベトナム	403	5,261	16,854	127,037	6,123	41,171	1,775	17,290	2,897	29,498	5.4	63.22%	70.61%	1.21%	0.65%
オーストラリア	2,377	58,270	2,103	49,349	2,143	47,120	906	36,345	697	28,055	5.2	-23.05%	-22.81%	0.29%	0.62%
デンマーク	2,114	67,014	1,705	54,678	1,253	33,920	1,543	4,997	832	27,541	5.1	-46.06%	451.15%	0.35%	0.60%
全体	**666,691**	**8,852,688**	**462,151**	**6,715,749**	**294,177**	**5,156,139**	**216,851**	**4,566,364**	**238,649**	**4,552,453**	**837.2**	**10.05%**	**-0.30%**	**100.00%**	**100.00%**

出所：香港統計局
HS020711 - MEAT OF CHICKENS, NOT CUT IN PIECES, FRESH OR CHILLED
HS020712 - MEAT OF CHICKENS, NOT CUT IN PIECES, FROZEN
HS020713 - CHICKEN CUTS AND EDIBLE OFFAL, FRESH OR CHILLED
HS020714 - CHICKEN CUTS AND EDIBLE OFFAL, FROZEN
日本円換算は18.39円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング為替相場 2023年間平均（TTS））

1． 香港の市場動向

① 近年の鶏肉の輸入動向（続き）

- 牛肉、豚肉と比較して鶏肉は生鮮・冷蔵の割合が高い傾向。生鮮・冷蔵は新鮮さの観点から中国産の割合が圧倒的。

鶏肉（生鮮・冷蔵）の輸入推移

（単位：トン、1,000香港ドル）

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	69,767	1,355,076	69,884	1,479,276	79,255	1,796,670	73,944	1,849,186	68,645	1,721,155	-7.17%	-6.92%	98.06%	95.51%
タイ	1,299	57,501	1,681	81,424	1,280	66,631	1,124	59,414	1,025	53,244	-8.85%	-10.38%	1.46%	2.95%
オーストラリア	289	15,573	275	14,954	241	15,119	257	16,845	194	14,607	-24.66%	-13.29%	0.28%	0.81%
日本	**3**	**198**	**70**	**3,807**	**43**	**2,008**	**1**	**13**	**0**	**0**	**-100.00%**	**-100.00%**	**0.00%**	**0.00%**
全体	**72,305**	**1,461,298**	**72,926**	**1,608,486**	**81,343**	**1,904,974**	**75,512**	**1,940,628**	**70,002**	**1,802,097**	**-7.30%**	**-7.14%**	**100.00%**	**100.00%**

HS02071100 - MEAT OF CHICKENS, NOT CUT IN PIECES, FRESH OR CHILLED
HS02071300 - CHICKEN CUTS AND EDIBLE OFFAL, FRESH OR CHILLED

鶏肉（冷凍）の輸入推移

（単位：トン、1,000香港ドル）

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	54,090	1,080,735	54,879	923,888	52,912	963,078	55,804	984,422	63,668	1,043,664	14.09%	6.02%	37.75%	37.95%
ブラジル	194,131	2,370,392	155,207	1,899,796	99,149	1,292,276	48,957	818,436	45,336	723,633	-7.40%	-11.58%	26.88%	26.31%
米国	252,574	2,592,338	74,412	752,469	15,659	209,764	15,601	219,443	35,327	420,833	126.44%	91.77%	20.95%	15.30%
タイ	5,417	177,280	9,127	314,185	8,964	284,646	8,990	328,965	7,391	273,726	-17.79%	-16.79%	4.38%	9.95%
日本	**4,599**	**78,699**	**5,680**	**105,036**	**3,250**	**86,305**	**1,784**	**57,109**	**1,893**	**61,293**	**6.09%**	**7.33%**	**1.12%**	**2.23%**
全体	**594,386**	**7,391,390**	**389,225**	**5,107,262**	**212,834**	**3,251,165**	**141,340**	**2,625,736**	**168,647**	**2,750,356**	**19.32%**	**4.75%**	**100.00%**	**100.00%**

HS02071200 - MEAT OF CHICKENS, NOT CUT IN PIECES, FROZEN
HS02071410 - CHICKEN FEET, FROZEN
HS02071420 - CHICKEN WINGS, FROZEN
HS02071480 - CHICKEN OFFAL, EDIBLE, EXCEPT FEET AND WINGS, FROZEN
HS02071490 - CHICKEN CUTS EXCEPT FEET AND WINGS, FROZEN

1． 香港の市場動向

① 近年の鶏肉の輸入動向（続き）

■ 鶏肉加工品においても、中国産の割合が高く日本産は3%程度。

鶏肉加工品の輸入推移

（単位：トン、1,000香港ドル）

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算(億円)	数量	金額	数量	金額
中国	28,429	784,069	27,965	866,165	32,514	1,028,364	30,443	988,778	31,271	1,037,344	190.8	2.72%	4.91%	74.10%	71.03%
タイ	8,646	302,496	6,204	238,881	7,079	263,044	7,565	289,289	6,311	254,965	46.9	-16.57%	-11.86%	14.95%	17.46%
日本	**2,746**	**46,004**	**1,493**	**35,478**	**360**	**22,173**	**720**	**39,328**	**845**	**53,254**	**9.8**	**17.34%**	**35.41%**	**2.00%**	**3.65%**
ベトナム	2,922	25,481	3,226	26,121	1,287	18,800	942	28,232	906	31,434	5.8	-3.83%	11.34%	2.15%	2.15%
米国	1,940	32,390	532	10,035	395	6,001	1,292	21,341	884	16,265	3.0	-31.58%	-23.79%	2.09%	1.11%
ブラジル	753	6,193	1,265	11,910	659	5,338	324	3,350	954	13,232	2.4	194.25%	294.99%	2.26%	0.91%
英国	751	22,961	233	12,755	99	10,502	108	10,437	104	12,268	2.3	-3.60%	17.54%	0.25%	0.84%
マレーシア	79	4,510	120	4,083	111	7,321	212	11,542	175	10,819	2.0	-17.51%	-6.26%	0.41%	0.74%
韓国	108	6,469	440	21,544	399	22,932	240	13,964	143	8,214	1.5	-40.38%	-41.18%	0.34%	0.56%
台湾	170	3,181	102	4,130	180	8,333	214	10,509	133	6,178	1.1	-37.96%	-41.21%	0.31%	0.42%
全体	**69,909**	**1,442,502**	**52,760**	**1,336,907**	**44,452**	**1,413,700**	**42,559**	**1,435,088**	**42,203**	**1,460,423**	**268.6**	**-0.84%**	**1.77%**	**100.00%**	**100.00%**

HS16023219 - MEAT OR MEAT OFFAL OF CHICKENS, PREPARED OR PRESERVED, NESOI, NOT CANNED

※唐揚げを含む

1． 香港の市場動向

② 香港における鶏肉の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格（香港ドル）	原産国・産地	販売店の種別	販売店のターゲット
冷凍チキン	1羽	115.00	中国	現地系	ローワーミドル
放し飼い鶏 骨つきもも肉（冷凍）	1b	67.00	ニュージーランド	現地系	アッパーミドル
A.M.G. むね肉	1個	78.90	オーストラリア	現地系	アッパーミドル
CP Selection 骨抜きのもも肉	1kg	79.90	タイ	現地系	アッパーミドル
CP Selection 手羽先	1kg	99.00	タイ	現地系	アッパーミドル
NAKED CHOOK 骨皮抜きのチキン（冷凍）	600g	139.00	オーストラリア	現地系	アッパーミドル

出所：ジェトロ香港事務所調べ(2024年1月)

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

① 品目の定義

今回定義する鶏肉のHSコード

0207.11：肉および食用のくず肉 [鶏（ガルルス・ドメスティクス）] – 分割していないもの（生鮮のものおよび冷蔵したものに限る）

0207.12：肉および食用のくず肉 [鶏（ガルルス・ドメスティクス）] – 分割していないもの（冷凍したものに限る）

0207.13：肉および食用のくず肉 [鶏（ガルルス・ドメスティクス）] – 分割したものおよびくずのもの（生鮮のものおよび冷蔵したものに限る）

0207.14：肉および食用のくず肉 [鶏（ガルルス・ドメスティクス）] – 分割したものおよびくずのもの（冷凍したものに限る）

② 輸入規制

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

香港政府が求める条件を満たす施設として厚生労働省が認定した施設で、と畜・解体から分割までが一貫して行われた鶏肉のみが、香港食物環境衛生署（FEHD）によって輸入が認められます。

なお、生肉入り冷凍ギョーザ、生肉入りハンバーグなどについては、一般加工食品の扱いになるため、認定施設での処理は必要ありません。
香港向けの生肉を含む畜産加工品の輸入運用が変更に(香港) | ビジネス短信 –ジェトロの海外ニュース - ジェトロ (jetro.go.jp)

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制（続き）

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）（続き）

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸入される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、食肉については、放射性物質検査を行い、香港の放射性物質の基準に適合していることを証明する政府機関発行の証明書が必要です。
（香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省 (maff.go.jp) ）

また、高病原性鳥インフルエンザの発生により、生産・処理された都道府県によって輸出停止中の場合があります。
（家きんの畜産物の輸出：動物検疫所 (maff.go.jp)）

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

日本から香港に鶏肉を輸出する場合、厚生労働省が認定した施設で食鳥処理を行うとともに、地域ごとに指定された食肉衛生検査所の発行する食肉衛生証明書および動物検疫所が発行する輸出検疫証明書の取得が必要です。
（手続きの詳細　：輸出畜産物の検査手続：動物検疫所 (maff.go.jp)）
（認定施設リスト　：アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 (maff.go.jp)）

3. 動植物検疫の有無

日本から香港に鶏肉を輸出する場合、厚生労働省が認定した施設で食鳥処理を行うとともに、地域ごとに指定された食肉衛生検査所の発行する食肉衛生証明書および動物検疫所が発行する輸出検疫証明書の取得が必要です。
（手続きの詳細　：輸出畜産物の検査手続：動物検疫所 (maff.go.jp)）
（認定施設リスト　：アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 (maff.go.jp)）
（輸出検疫証明書：家きんの畜産物の輸出：動物検疫所 (maff.go.jp)）

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制（続き）

４．その他の関連リンク

関係省庁

香港食品安全センター（CFS）（英語）
香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）

根拠法等

香港特別行政区基本法「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meat, Poultry And Eggs Regulations）（英語）　／（ジェトロ仮訳）

その他参考情報

農林水産省「農林水産物等の輸出におけるよくある相談」
香港食品安全センター「日本産食品の輸入規制に関する最新情報」（Latest update on Import Control on Japanese Food (as at 2021)）（英語）
農林水産省「アジア | 証明書や施設認定の申請」

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制

1.食品規格

ここで述べられている以外の鶏肉に特化した食品規格の設定はありません。
包装済み食品についてはコーデックス委員会（CODEX）の食品規格にあるように食品の成分とその添加物について適切に表示しなければなりません。

2.残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「食品中の残留農薬規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値/外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています（Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation (elegislation.gov.hk)）（ジェトロ仮訳）

食肉内に残留する動物用医薬品については、「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。
また、食用動物（Food Animal）に関しては、「公衆衛生規則（動物および鳥類）（残留化学物質）」（Cap. 139N Public Health （Animals and Birds） （Chemical Residues） Regulation）に従い、同法の（1）Schedule1に含まれる物質を含む動物、（2）Schedule 2に示された基準値を超える物質を含む動物を輸入することはできません。
（Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations (elegislation.gov.hk)）（ジェトロ仮訳）
（Cap. 139N PUBLIC HEALTH (ANIMALS AND BIRDS) (CHEMICAL RESIDUES) REGULATION (elegislation.gov.hk)）

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3.重金属および汚染物質

【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration （Metallic Contamination）（Amendment）Regulation 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。
（s220182223113 (gld.gov.hk)）（ジェトロ仮訳）

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されています。
（Metal guidelines-eng.pdf (cfs.gov.hk)）（ジェトロ仮訳）

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合」には、「（当該）複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することを禁止されています。

鶏肉における「特定金属」の含有上限量は、次のとおりです。ただし、前述のとおり、その他の食品と組み合わせた「複合食品」に該当する場合に基準値が異なるため、関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3.重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

鶏肉における特定金属の含有上限量

特定金属	特定食品	含有上限量（mg/kg）
アンチモン	家きんの肉	1
ヒ素（総ヒ素として）	家きんの肉	0.5
	家きんの食用内臓	0.5
カドミウム	家きんの肉	0.05
	家きんの肝臓	0.5
	家きんの腎臓	1
クロム	家きんの肉	1
鉛	家きんの肉	0.1
	家きんの食用内臓	0.5
水銀（総水銀として）	家きんの肉	0.05
	家きんの食用内臓	0.05

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3.重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】

有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。
（Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations (elegislation.gov.hk)） （ジェトロ仮訳）

2021年7月14日には、「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food （Amendment） Regulation 2021）が可決されました。上記規則により、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行されます。鶏肉に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては、次ページの表を参照のうえ、関連リンクの内容を確認してください。
（s22021252386 (legco.gov.hk)） （ジェトロ仮訳）

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。
（香港の食品安全規則、立法会で改正(香港) | ビジネス短信 ―ジェトロの海外ニュース - ジェトロ (jetro.go.jp)）
（香港：農林水産省 (maff.go.jp)）

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3.重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

改正または新設となった食品有害物質の許容量リスト（2023年6月1日より有効）

特定有害物質	特定食品	含有上限量
アフラトキシンB1	乳タンパク質から製造された調整乳を除く、乳児用調製粉乳およびフォローアップミルク	0.1μg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした、上記以外のすべての食品	0.1μg/kg
アフラトキシン総量　（アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合計）	調理前のアーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピーナッツおよびピスタチオ	15μg/kg
	調理前のピーナッツ、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツおよびピスタチオから製造された食品	15μg/kg
	香辛料	15μg/kg
	その他の食品	10μg/kg
メラミン	生後12カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳および液体フォローアップミルク	0.15μg/kg
	上記以外の乳	1mg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提としたその他の食品	1mg/kg
	妊婦および授乳中の女性による摂取を前提としたすべての食品	1mg/kg
	その他のすべての食品	2.5mg/kg

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。
（香港における食品添加物の規制状況（2014年3月） | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ (jetro.go.jp) ）

着色料に関しては「食品着色料規則」（Cap.132H Coloring Matter in Food Regulations）で、生鮮、冷蔵および冷凍の鶏肉については着色料の使用は認められていません。鶏肉加工品で使用可能な着色料はSchedule 1を参照してください。また、天然色素については、同規則には掲載されていませんが一部は使用が認められています。その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照してください。
（ Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations (elegislation.gov.hk) ） （ジェトロ仮訳）
（即食食品微生物含量指引 (cfs.gov.hk)）

甘味料に関しては「食品甘味料規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）のScheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。
（Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations (elegislation.gov.hk)） （ジェトロ仮訳）

食品保存料に関しては「食品保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）のSchedule 1に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。
（ Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation (elegislation.gov.hk) ） （ジェトロ仮訳）

それ以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていません。しかし、「公衆衛生および市政条例」第V部に従い、食品販売業者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければなりません。

5.食品包装（食品容器の品質または基準）

なし

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6.ラベル表示

日本からの輸出に際しては「香港向け輸出家きん肉の取扱要綱」に従い、食鳥処理場等の設置者は、食鳥処理場にあっては同別紙様式１、食肉処理施設にあっては同別紙様式２の申請書に同別紙様式３及び関係書類を添付し、都道府県知事等に提出する。（農林水産省「アジア｜証明書や施設認定の申請」）

香港においては、鶏肉（包装済み）のラベル表示は、「食品および薬品（成分組成および表示）規則」〔Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling）Regulations〕により規制されています。次の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められます。（詳細次ページ）
（Cap. 132W Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations (elegislation.gov.hk)）
（ジェトロ仮訳）

(1)食品名
(2)材料リスト （原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）
(3)賞味期限または消費期限
(4)保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
(5)製造業者または包装業者の名前と住所
(6)数量、重量または容量
(7)栄養成分

なお、柔らかく加工した肉（Tenderized Meat）については、包装容器または肉そのものに英語の大文字で“TENDERIZED MEAT”および漢字で「加工製嫩肉類」との記載・貼付が必要です。

表示またはラベル貼付規制の免除は、表示規則の付表4「付表3の規定を免除される項目」で確認してください。

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報記載をすることも可能です。
（加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に(香港)｜ビジネス短信 ―ジェトロの海外ニュース - ジェトロ (jetro.go.jp)）

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6.ラベル表示（続き）

(1)食品名

(2)原材料リスト （原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

- 原材料　　：重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要
- アレルギー性物質　：グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩
- 添加物　　：コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

(3)賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある
例: Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳: 2016年10月1日（中国語）

(4)保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5)製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます。

a.次の（i）～（iii）の情報が印字またはラベル表記されている場合
- i 原産国
- ii 香港における販売業者や商標所有者の名称
- iii 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

b.香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

c.次の（i）および（ii）を満たす場合
- i 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている
- ii コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

d.食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6.ラベル表示（続き）

(6)数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある
味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」（Cap. 68） または「メートル法条例」（Cap. 214）の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする（ただし、許容誤差については規定なし）
（Cap. 68 Weights and Measures Ordinance (elegislation.gov.hk)）
（Cap. 214 Metrication Ordinance (elegislation.gov.hk)）

(7)栄養成分

（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表6を参照）
※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要（付表6-10）。
（Cap. 132W Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations (elegislation.gov.hk)）（ジェトロ仮訳）

7.その他

生鮮、冷蔵および冷凍の鶏肉を輸出する際には、厚生労働省が認定した施設で食鳥処理を行うとともに、指定された衛生証明書の取得が必要です。
（アジア | 証明書や施設認定の申請：農林水産省 (maff.go.jp)）

なお、鶏肉加工品については、食品衛生に関する規則はありません。サンプル検査に関しては香港食物安全センター（CFS）の「食品調査プログラム」（Food Surveillance Programme）を参照してください。
（ Food Surveillance Programme (cfs.gov.hk) ）

また、食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため、食物安全条例では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。ただし、FEHDで香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き

1.輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

冷凍または冷蔵の鶏肉（食用肉類）を輸入するためには「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meet, Poultry And Eggs Regulations）によって、事前に香港食物環境衛生署 （FEHD）から輸入ライセンスを取得する必要があります。このライセンスは香港食品安全センター（CFS）に登録した輸入業者のみに発行されます。登録する際には、事業登録証明書（Business Registration）、身分証明書とその他の書類〔会社設立証明書（Certificate of Incorporation）など〕のコピー、および食品輸入業者・卸売業者登録申請書（Application for Registration as Food Importer / Food Distributor）を提出する必要があります。
（Cap. 132AK Imported Game, Meat, Poultry and Eggs Regulations (elegislation.gov.hk)）
（ジェトロ仮訳）

また、「輸入猟獲物、肉類、家きんおよび卵規則」（Cap.132AK Imported Game, Meet, Poultry And Eggs Regulations）のRegulation 4（1） （a）において輸入業者は、日本から食肉を輸入する際には、食品環境衛生局長が認めた発行機関の各種証明書（鶏肉については厚生労働省が発行した食肉衛生証明書および動物検疫所が発行した輸出検疫証明書）とともに輸入することが義務付けられています。
（ Guide to Import of Game, Meat, Poultry and Eggs into Hong Kong (cfs.gov.hk) ）

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

2.輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入ライセンス（冷凍および冷蔵の食用肉類の場合）、香港食物環境衛生署（FEHD）が認定する日本で発行された食肉衛生証明書、輸出国の管轄権を有する当局（日本の場合は動物検疫所）によって発行された輸出検疫証明書が必要となります。

また、輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付します。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。
（ Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance (elegislation.gov.hk) ）

通関に伴う提出書類は次のとおりです。

・積荷目録（マニフェスト）
・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
・インボイスおよびパッキングリスト
・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
・衛生証明書、輸出検疫証明書
・5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）については、日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書など

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

3.輸入時の検査・検疫

香港側での動物検疫はありません。ただし、生体を輸入する場合は、基本的に衛生証明書の提出および文錦渡動物検査所（Man Kam To Animal Inspection Station）での検疫を受ける必要があります。また、香港に輸入されるあらゆる製品に共通して、輸入時のランダム検査の対象となる可能性があります

香港では「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われます。サンプル検査に関しては食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。
（Part V (Food and Drugs) of the Public Health and Municipal Services Ordinance (Cap. 132) (Highlights) (cfs.gov.hk)）
（Food Surveillance Programme (cfs.gov.hk) ）

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸出される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、食肉については、輸入時に香港側で全ロット検査が行われており、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）の定めた基準を超えるものについては即座に差し押さえられ、処分されます。

ただし、上記5県以外の産地、ならびにこれら5県に対する特別な規制を設けていない品目に関し、日本産食品の航空便と船便の到着時に義務付けていた貨物ごとの放射性物質検査については2021年1月1日から一部廃止され、サーベイランス検査（一定頻度の抜き取り検査）に移行しました。

2. 鶏肉の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

4.販売許可手続き

生鮮、冷蔵および冷凍の鶏肉（生きているものを含む）を販売する場合は、香港食物環境衛生署（FEHD）が発行する、生鮮食料品店の販売ライセンス（Fresh Provision Shop License）の取得が必要です。飲食店、従業員などのために運営される食堂、市場および移動販売などの食品事業ライセンスを所有している事業者は取得の必要はありません。
（Guide on Types of Licences Required (fehd.gov.hk)）
（Guide to Application for Licences (fehd.gov.hk)）

また、生食用の肉を販売する場合は、FEHDが発行する制限付食品の販売許可証（Restricted Food Permit-Meat to be Eaten in its Raw State Permit）も併せて取得する必要があります。

⑤ 輸入関税等

1.関税
なし

2.その他の税
なし

⑥ その他

なし

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

事業者の要望等	○ 日本国内の供給元の数が不足している。―P 社（非日系 日本料理） ○ 地鶏を購入しているが、豚肉と同様これも供給量が足りない。―T 社（非日系 食品輸入・卸） ・ 牛肉は特別なものとの認識がある一方で、鶏肉は経済肉として他国産が中心となる。 ・ ブランド力のある鶏肉だと焼鳥屋さんでは結構需要は高い。

○ 令和3年度輸出先国・地域における現地の体制強化委託事業（プラットフォーム支援員による現地の体制強化）から抜粋
・ ジェトロ香港のヒアリング等

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声（続き）

（参考） 香港人消費者の評価	・日本産のイメージは良いものの、牛肉と比較して、自宅で日本産品を食べる人の割合が少ない。 ・日本食を作る際に鶏肉を日本産にこだわる人は約４割（下図参照）。 ・FAOSTATによると、香港の一人当たり鶏肉消費量は55.52kgで、日本の22.28kgより遥かに多い。（Poultry Meat）

「(1)日本産品を必ず使用する」「(2)条件が合えば日本産品を使用する」と答えた割合は、調味料（72%）、卵（65%）、牛肉（63%）の順で高く、最もこだわりがないものは野菜（34%）と豚肉（38%）であった

※ジェトロ香港のヒアリング等

Q. 日本食を作る際に使用する各食材の産地に関して、日本産を使用するこだわりについて当てはまるものを選んでください

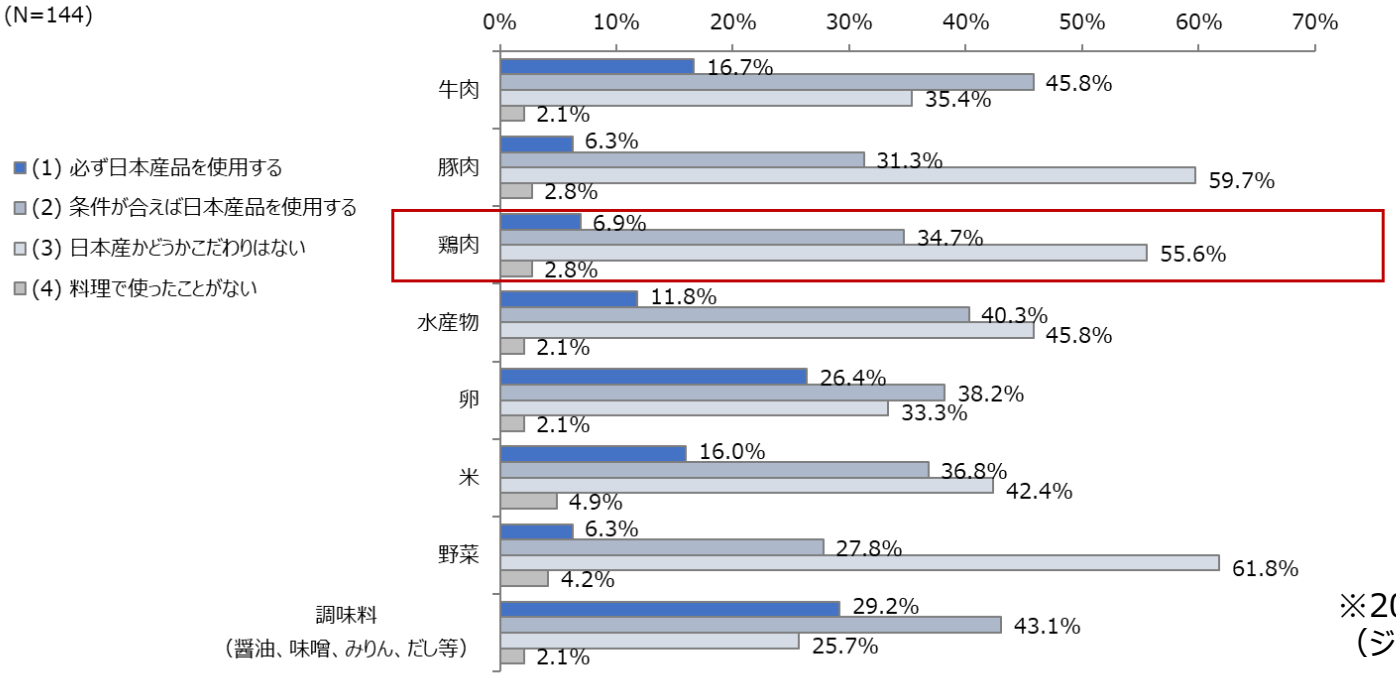

※2022年7月消費者アンケート（ジェトロ香港が外部機関に委託）

3. 現地事業者の評価、要望等

② 鶏肉関係のイベント等

○ 和牛や水産物の試食会に現地バイヤーが集結、商談も実施
https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/2283c3d8e2d62fb4.html

○ ユニコーンストアーズが香港で、日本産牛・豚・鶏肉専門販売カウンターを開設
https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/af56eec0434db858.html

※ 農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム（香港）のカントリーレポート・ビジネス短信から抜粋

○ アジア6ヵ国・地域及び米国における農林水産物・食品8品目についての流通実態及び消費者動向（JFOODO）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfoodo/archive/research/eight_items/5-1.pdf

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfoodo/archive/research/eight_items/5-2.pdf

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
香港事務所
電話番号：852-2526-4067
E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。